

(仮称) 小平市文化スポーツ推進計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

本市では、文化芸術及びスポーツの施策について、「小平市の文化振興の基本方針(改定版)」(平成28年度～令和4年度)及び「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」(平成29年度～令和4年度)により、様々な施策を推進してきた。

この度、両方針の対象期間が終了することから、今後の施策を推進するにあたり、近年の国や東京都の動向、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の文化芸術及びスポーツを取り巻く状況、並びに多様化する市民ニーズ等の社会情勢の変化を反映した新たな指針により、さらに発展的に推進していく必要がある。

文化芸術及びスポーツは、いずれも市民の豊かな生活に寄与する重要な施策分野であり、「小平市第四次長期総合計画」の中で、「基本目標Ⅰ ひとづくり」に位置づけられている。

これまでの各々の方針を継承しつつ、今後の施策の一層の充実を図るために、両分野における統一の考え方や方向性を示した一体的な計画として「(仮称)小平市文化スポーツ推進計画」を新たに策定する。

2 計画の位置づけ

文化芸術基本法第7条の2第1項及びスポーツ基本法第10条第1項を策定根拠とする。

計画の策定にあたっては、「小平市第四次長期総合計画」及び現在策定中の「(仮称)第二次小平市教育振興基本計画」等の他の個別計画等との整合を図る。

3 計画対象期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化や施策の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行う。

4 計画策定体制

(1) 小平市文化スポーツ推進計画検討委員会

識見を有する者、文化芸術又はスポーツに関係する団体の代表者及び公募市民により構成する小平市文化スポーツ推進計画検討委員会を設置する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定にあたっては、(1)による公募市民の参加のほか、意識調査を行うとともに、計画の素案の段階において、市民意見公募手続(パブリックコメント手続)を行い、広く市民の意見等を収集する。

(3) 庁内体制の確保

関係部局の連携を図るため、小平市文化スポーツ推進計画策定調整会議を設置する。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告を行う。

(2) 情報の公開

検討委員会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公表する。

6 計画策定スケジュール概要

	検討委員会・市民参加等	事務局・庁内
令和4年2月	計画策定方針公表	計画策定方針決定
4月	市民委員公募（市報・市ホームページ掲載） 公募委員の決定	
6月	検討委員会①（計画概要、検討スケジュール等） 意識調査の実施（郵送）	調整会議
8月	検討委員会②	調整会議
10月	検討委員会③（素案等について）	調整会議
11月	パブリックコメントの実施	
令和5年2月	検討委員会④（計画案について（報告））	調整会議
3月		計画策定 製本・印刷

※ スケジュールについては、計画策定の進捗状況等により変更の可能性あり。